会員各位

一般社団法人白井工業団地協議会 代表理事野水俊夫

クレーン5トン未満の運転業務に係る特別教育のご案内

当協議会では従業員の資質向上及び労働災害等をなくすため、各種の技能講習会を実施しています。

今回の「5トン未満の運転の業務に係る特別教育」の業務は、労働者を就かせる時、『クレーン取り扱い業務等特別教育規程』に基づく特別教育を行うことが事業者に義務付けられております。(労働安全衛生法第59条3項・労働安全衛生規則36条第15号、クレーン等安全規則第21条第1号)

このため当協議会では、(一社)船橋労働基準協会のご協力を得て、「クレーン5t未満の運転業務に係る特別教育」を実施することとしました。

なお、玉掛け技能講習修了者であっても標記の業務に就かせる時は、この教育を修了していることが必要となります。

この機会に是非、受講されますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 12月6日(金) 8:50~17:00 学 科 12月8日(日) 8:50~17:00 実 技
- 2 会 場 学 科 白井市公民センター(白井市中 98-17) 実 技 ヒロセ(株) 白井市河原子 339-1
- 3 受 講 料 21,000円 (テキスト代・会場費・消費税・昼食代含む) (会員外はプラス2,000円)
- 4 定 員 40名 (10名に満たない場合、中止となることがありますので、ご了承ください。)
- 5 締 切 日 11月21日(木)17時まで
- 6 申込方法 ① 別紙受講申込書 (連絡のつく電話番号及びFAX番号は、必ずご記入ください。)



- ② 受講料
- ③ 身分確認証(写し)

(身分確認のため、住所がわかる免許証(写し), 又は健康保険証(写し)を添付してください。裏面に住所が記載されている場合は裏面のコピーもお願いします。)

- ④証明写真(3.5cm×2.5cm)1枚
- * 以上、①~④までを添えて締切日までに事務局へお申し込みください。

7 持 ち 物 ①筆記用具

- ②作業服
- ③ヘルメット
- 4安全靴
- ⑤ホイッスル

実技で使用するホイッスルを学科受講時に販売しますので必要な方はお申し出ください。(安全着脱ストラップ付 300円)

<u>※実技講習の際、持ち物の忘れ物がたいへん多くなっています。</u> 再度、持ち物の確認をお願いいたします。

8 その他 修了証は受講終了後にお渡しします。

*** 注意事項 ***

- ◎ 電話での予約は仮予約で、申込書の提出と受講料が納入され本申込みとなります。
- ◎ 定員になり次第締め切りますので、申込はお早目にお願いいたします。
- ◎ 公民センターの駐車場は狭いので、乗り合わせてお越しください。
- ◎ 講習会当日は、時間厳守でお願いいたします。
- ◎ 公民センター全館・全敷地が全面禁煙となりますので、ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 白井工業団地協議会

事務局 担当:塚原

白井市中98-17(白井市公民センター内)

 $T \to L : 047-491-0224$

FAX: 047-491-0222